

# 平成 31 年度 松戸市特定保健指導（動機付け支援）業務委託 事業者選定評価基準

## 1. 目的

この基準は、「松戸市特定保健指導（動機付け支援）業務委託」に係る優先交渉事業者を選定するうえでの評価基準を定めることを目的とする。

## 2. 選定の方法

選定の方法は、次の 2 段階とする。

### (1) 資格審査

「松戸市特定保健指導（動機付け支援）業務委託事業者選定委員会設置要綱」（以下「設置要綱」という。）第 6 条に規定する事務局は、参加事業者が「松戸市特定保健指導（動機付け支援）業務委託公募型プロポーザル実施要領」7. 参加資格に定める資格を満たしているかを確認する。

### (2) 企画提案審査

「設置要綱」第 3 条に定める委員は、本評価基準に基づいて、参加事業者による企画提案書類及びプレゼンテーションを評価する。

## 3. 優先交渉事業者の選定

総合評価点数は価格点 25 点、技術点 135 点の 160 点満点とし、委員による総合点数が最も高かった事業者（以下「最高得点事業者」という。）を、優先交渉事業者として選定する。

なお、6 (3) 採点基準において「劣っている・記述がない」と評価される項目がある場合は、最高得点事業者であっても原則として優先交渉事業者には選定しない。

## 4. 同点の場合の優先交渉事業者の選定

最高得点事業者が複数いる場合は、提案見積価格が最も低い事業者を優先交渉事業者として選定する。

なお、提案見積価格も同額だった場合は、委員長による点数が最も高い事業者を優先交渉事業者として選定する。

## 5. 価格点

### (1) 満点

価格点の満点は 25 点とする。

### (2) 評価基準及び配点

価格点 = 25 点 × (1 - (提案見積価格 ÷ 提案参考額 7,928,000 円))  
(小数点第 1 位以下切り捨て)

## 6. 技術点

### (1) 満点

技術点の満点は135点とする。

### (2) 評価基準及び配点

技術点の評価基準及び配点は、下記のとおりとする。

評価区分	評価項目	評価基準	重要度	配点	
1 提案者の理解		・本業務に関する提案者の理解と、それを踏まえた実施方針、実施計画が示されているか。	C	*	5
2 実施体制	過去実績	・直近に同規模の業務を円滑に実施した実績があるか。 ※様式5「事業実績」にて評価。	B	10	35
	職員配置	・円滑に本業務を実施するための職員配置がされているか。	B	10	
	危機管理、個人情報保護対策	・人的ミスやトラブルに対して有効な対応策が講じてあるか。 ・個人情報を含む情報資産保護の対策は十分か。	B	10	
	職員の能力向上対策	・質の高い特定保健指導を実施するための、人材育成体制が整っているか。	C	5	
3 利用促進の工夫	効果的な利用勧奨	・パンフレット、電話勧奨において、対象者を特定保健指導の利用につなげる工夫がなされているか。	A	15	45
	脱落防止対策	・利用者のやる気を継続させ、途中で脱落させない工夫がなされているか。	A	15	
	実施率向上策	・市が示す実施者数の見込を上回る工夫があるか。	A	15	
4 支援方法	使用教材等	・使用教材、ツールにおいて、対象者の生活習慣を変化させる工夫がなされているか。	B	10	30
	指導方法	・指導方法において、対象者の特性に合わせた指導がなされているか。	B	10	
		・支援終了後の行動継続につなげる工夫がなされているか。	B	10	
5 報告書		・市が活用しやすい形式で報告がされているか。 ・得られた数値等から効果的な分析資料が提出できるか。	A	*	15
6 効果検証、課題明確化		・事業の効果検証及び課題明確化の手法は、適切で実現可能な内容か。	C	*	5
技術点 評価点数					135

### (3) 採点基準

技術点の採点基準は、下記のとおりとする。

評価項目の重要度	満点	優 非常に優れている	良 優れている	可 平均水準	不可 劣っている 記述がない
A	15	15	10	7	0
B	10	10	7	5	0
C	5	5	3	2	0